

関西労災職業病5月号

(通巻第164号)

関西労働者安全センター 1988.5.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 出稼労働者の脳卒中労災裁判 全面勝訴！…… 2
- 振動病治療補償打切通告の撤回を求め
150名が和歌山労基局に結集… 9
- 前線から(ニュース)…………… 11
- 石綿問題の動向と今後の対策③…………… 16
神奈川労災職業病センター所長 田尻 宗昭
- アジアの労災・職業病
聞きかじり① 西野 方庸…………… 18

出稼労働者の脳卒中労災裁判 全面勝訴

出稼者の劣悪な労働生活環境を幅広く認定—大阪地裁

九年目の

労災火災認定

「まるで夢のような気持ちです」

原告・柴田ノブ子さん（被災者故柴田久雄さんの妻）のこの一言がともさわやかだった。

五月十六日月曜日、大阪地裁第五民事部中田耕三裁判長は、柴田出稼労災裁判に原告全面勝訴の判決を下した。

秋田県からの出稼ぎ労働者柴田久雄さん（当時三九才）は、一九七九年二月十二日、大阪市内でガス管敷設工事中に脳卒中を発症し、その日に死亡した。遺族は、大阪天満労基署に遺族補償の労災申請を行ったが

同年七月業務外決定。その後、審査

請求、再審査請求でも棄却され、や

むなく、天満労基署を相手取り、八

三年三月、大阪地裁に、労災補償不

支給処分取り消しを求めた行政訴訟

を提訴していたものである。

言うまでもなく、国側と真向から

対決、三〇回近くの弁論と、秋田県

の故人の主治医への出張尋問、コン

クリートブレーカー作業の現場検証

も行われてきた。

その中で、論争の焦点となったの

は、第一に、柴田さんの基礎疾病

「高血圧症」の捉え方、第二に、柴

田さんの従事していた出稼ぎ労働が

厳しいもので、発症の原因になった

かどうか、であった。

特に、後者の点については、出稼

ぎ労働者の多くが置かれている劣悪

な労働・生活環境の問題と密接に関

連している。これまで国側は、「柴

田の労働は重激労働でも、また、過

労状態でもなかった」としてきてお

り、これは、裏を返せば、出稼ぎ労

働者の健康管理について見てみぬふ

りをしてきているということであっ

て、この点からも、裁判所がどのよ

うな判断を下すのが注目されてい

た。

判決は、業務起因性の判断に先

立って、本件のような、基礎疾病を

有するときの判断のしかたについて

つぎのように述べている。

「・・・このように死亡の原因となっ

た疾病が基礎疾病に基づく場合で

あっても、業務の遂行が基礎疾病を

急激に増悪させて死亡時期を早める等、それが基礎疾病と共働原因となつて死亡の原因たる疾病を招いたと認められる場合には、業務と死亡原因とのあいだになお相当因果関係が存在するものとするのが相当である。」

その上で、基礎疾病の状態について検討し、それが、それほど悪いものでない場合（消極の場合）、「当時の業務がより高度の血圧の上昇をもたらす内容のものであったか否かを順次検討する必要がある」、としたのである。

高血圧症は

中等度

これまで国は、柴田さんは重度の高血圧症にかかつておりそれが、本件発症の原因であると再三主張してきた。その高血圧によって、いつ脳出血をおこしてもおかしくないほど

血管が脆弱化していた、にもかかわらず薬も飲まずに不養生していたのが原因だ、というのである。

こうした主張は、裁判に至る前の原処分(国・天満労基署)、審査(大阪労災保険審査官)、再審査(労働保険審査会)も各段階でもまかり通っていた。

たとえば、軽度の眼底動脈硬化所見を針小棒大に認定する、あるいは、発作直後の尿に蛋白と糖がでていたことをもって、腎性高血圧だとか糖尿病でそのための血管変化が進行していた、などというデタラメな「認定」がなされていたのである。

裁判においては、秋田県の主治医 山川医師への出張尋問によって、そうした判断がまったく事実と反することが明白になり、判決は、「中等度の段階であった・この基礎疾病ゆえに久雄の脳実質内の血管が容易に破綻する程度にまで脆くなっていたと断ずるに至らず、むしろ久雄

の年齢や右眼底検査及び腎機能検査の結果からするとかかる状態に至っていないかつたものと推認することができる。」と正確に判断した。

山核労働の実態を総合的に判断

基礎疾病については、それだけでは原因とは考えがたい。

では、柴田さんの業務状況はどうであったのかと、判決は分析を進める。

これらのいくつかの主なポイントについての原告・被告の主張と判決内容を対比すると次頁のようになる。

柴田さんは、七六年以降毎年十一月から三月頃まで、大阪のガス管敷設工事下請会社「つ吉建設」で出稼ぎ労働に従事するようになった。具体的には、ブレーカー等で舗装を割り、掘削、配管、再舗装という作業を行うが、全工程を一度で行うこと

| 出稼ぎ中の生活 | 原告 | 被告 | 被 告 | 判 決 |
|---------------------------------|--|---|---|--|
| <p>発症前日までの勤務状況</p> | <p>二月六日、九日の四日間連続夜間作業。十一日は休日だが、一、二時間作業した。休日は一定しておらず、大部分が、雨天や仕事の都合による。自分の意思で休めない。夜勤の指示も、当日または前日の夕方になされる。</p> | <p>プレハブ建物の2階二一、六平米の部屋に同郷の四人と共に生活。一階事務室、別棟一階は食堂、工具室。風呂、便所は別の付属建物の中。居室には、暖房器具なく、付近の作業場等からの騒音、同居人の出入りで安眠できないことが多い。賄い付きだが食事は粗末。重筋労働の疲労を回復するには不十分。</p> | <p>部屋には電気ストーブ、こたつが各一台あった。安眠が妨げられ充分休養がとれない、ということはない。</p> | <p>出稼ぎという生活環境の変化に加え、同郷の者と一緒だったとはいえず、プレハブ建物の一室で5人が生活することは、夜勤明けの屋間よく眠れないなどの支障があり精神的緊張をもたらす、かつ肉体的疲労を蓄積されるものであった。また居室に暖房器具がなかったことは右緊張及び疲労の蓄積を助長するものであった。</p> |
| <p>当日の作業内容、および、当日作業の通常業務との差</p> | <p>午前六時起床。八時出発、八時四〇分現場到着。九時よりブレイカーによる舗装割り開始。午前十一時半すぎに午前の作業終了。昼休み三十分のうち作業再開。午後二時一〇分ころ発症。この間のブレイカー作業時間は、一四〇〜一四五分。同僚の2倍。一連続作業時間はして、三〇から四〇分。さらに、この現場は、アスファルト舗装の下に三〇センチ</p> | <p>＊(柴田はこの作業に昭和五十一年以降行って、習熟しておりこれらの作業は通常作業で、慣行作業で、重激な労働ではなかった。)</p> <p>二月六日、九日の四日間連続で夜間作業をしたが、終業は午前〇時から三時、始業は翌日の六時から七時で、その間宿舎に帰っていたから、これが、直ちに疲労の蓄積を生じさせるとは考えられない。</p> <p>また、昭和五三年度は四日以上連続夜勤を十一月に一回、十二月に二回、行っているのであって通常作業時との差としてこの点を強調するのは失当である。さらに、発症の前々日は休日、前日も二〇分だけ就労したに過ぎないことから、発症当日、通常と特に異なる過労状態にあったとはいえない。</p> | <p>発症当日の作業は従来の作業と比較して、量的、質的に特に著しく過激、異常であったと認めるべき事情はない。</p> <p>ブレイカー作業時間は原告主張よりはるかに少なく五〇分程度、六〇分を大きく越えない。一連続作業時間は一〇〜一五分。コンクリートは敷かれていなかった。</p> | <p>昼勤・夜勤、夜勤・昼勤・夜勤などの連続勤務がみられる。発症一か月をみても、一月二十二日は昼勤に引き続いて夜勤し、その翌日は夜勤に引き続いて夜勤し、その翌日(二五日)は昼勤に引き続いて夜勤し、二月六日から四日間は連続して夜勤に従事している。その間休日があるとはいえず(二月十一日は二〇分就労)、このよう不規則な就労、殊に冷え込みの強い冬の屋外における深夜作業の連続は前期の住環境とあいまって一層の精神的緊張をもたらす、かつ肉体的疲労を蓄積させるものであり、高血圧症に悪影響を及ぼすものであることは容易に推認することができる。</p> |
| | | | <p>柴田のブレイカー作業時間は一一〇分程度で、他の者と比較して長く、かつ、通常作業に比べて集中的に長時間行っていたといえる。コンクリートは敷かれていたが、これが厚いために特別苦労したとは認め難い。ガラ積みは通常と変わらな</p> | <p>現場は交通量の多い幹線道路で緊張を強いられる。屋敷時以外休憩がとられ</p> |

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>度のコンクリートがあつて、通常より強い力を要した。 ブレイカー作業に通常の日と比べ長時間従事、その作業以外のときも割ったガラ積み（コンクリートが多かったため普段より重く多かつた）をやり、重労働の連続だった。交通量の多い幹線道路で緊張を強いられた。休憩を取らず、昼食時間も三〇分に過ぎない。</p> | <p>ブレイカー作業について 著しい騒音・振動を伴う重畳工具をつかう重畳作業で、安全のため緊張を相当伴う。 「振動障害予防指針」の作業条件（一連続作業時間十分以内）に違反、また、必要とされている安全教育の実施、防振手袋の支給をせず、作業開始時の体操も不実施だった。</p> | <p>ブレイカー作業と血圧、および健康管理 「振動障害予防指針」は、重度高血圧者の振動業務への従事は望ましくないとしている。振動作業が血圧の上昇を招くことは、学術文献にも明らか。つ吉建設では、まったく健康診断をしていない。 事故当日のブレイカーによる重畳作業が血圧上昇をもたらし、発症の引金となった。</p> | <p>本人の過労について 冬期に外気吹き曝しの中で、騒音・振動の激しいブレイカー作業を含む重労働の上、連続もある夜間作業、不規則な休日、劣悪な生活条件による全く不十分な休養、家族団欒も楽しみもない、このなかで十一月からの出稼ぎで疲労の極に達していた。</p> |
| <p>ていない。</p> | <p>習熟すればさしたる労力を要するものではなく、重畳な作業とはいえない。 本件の現場はアスファルトなので「指針」一連続作業時間制限は三〇分が該当する。 また「指針」は、局所振動の影響に関するものであつて、全身的に負荷される全身振動に関するものではないので、脳出血の業務起因性判断には適用できない。</p> | <p>ブレイカー作業が急激な血圧上昇をもたらすという証拠はない。</p> | <p>（通常と特に異なる過労状態にあつたとはいえない。） という表現。</p> |
| <p>振動・騒音をともなうつらい重畳作業である。 ブレイカー作業は人体に開く影響を与えることから「指針」が出されている。 柴田らは、「指針」に基づく教育を受けておらず、防振保護具の使用もなかった。</p> | <p>ブレイカー作業それ自体重畳作業であると同時に、騒音と振動を伴う作業であるので、長時間の従事はその作業員に精神的肉体的悪影響を与えるものである。</p> | <p>出稼ぎという生活環境の変化と暖房のない住環境及び昼間、夜間の不規則な勤務に、休息時間の少ない連続勤務等が加わることよつて精神的緊張が持続しかつ肉体的疲労が相当蓄積されて柴田の高血圧症に悪影響を及ぼしていた。</p> | <p>（通常と特に異なる過労状態にあつたとはいえない。） という表現。</p> |

が難しいことから、昼間と夜間に分けて行われる。そして、全体の約四割が、夜間作業だった。そのため、昼間・夜間連続作業も珍しいことではなかったのである。無論、全ての作業が屋外作業だった。

こうした重筋労働の疲れをいやすはずの宿舎での生活も、プレハブの二階の一部屋に五人が寝泊まりし、部屋に暖房器具もなく、食事も粗末で、劣悪な環境であった。健康管理についても、健康診断は全然行われていなかったのである。

その中で柴田さんは、持病の高血圧を悪化させ、最後に亡くなったのである。

判決はまず、第一に、柴田さんの出稼ぎ生活が肉体的精神的疲労を蓄積させるものであったことを認定した。この点について、ことさら住環境に問題がなかったとの国側の主張はことごとく退けられた。

第二に、従事していた労働が、夜

勤を含む不規則な重筋労働であることを認定した。

第三に、焦点であったブレーカー作業の作業時間などの事実関係、およびその有害性について、すべて原告主張どおり認定した。この点については、会社関係者の証言をうのみにしてきた国側主張はすべて根拠を失うことになった。

こうして判決は次のように判断を下したのである。

「・・久雄の高血圧症（基礎疾病）は中程度のものであり、その自然増悪により脳出血（本件発症）が引き起こされたものとは認め難く、むしろかかる状態に至っていないかつたものと推認されるが、他方、出稼ぎという生活環境の変化と暖房のない住環境及び昼間、夜間の不規則な勤務に、休息時間の少ない連続勤務等が加わるることによって精神的緊張が持続しかつ肉体的疲労が相当蓄積されて柴田の高血圧症に悪影響を及ぼし

ていたところ、発症直前に四日間連続して寒気の強い夜勤に従事したうえ、発症日には交通量の多い幹線道路でブレーカー作業に比較的長時間従事したため、これらが久雄の高血圧症を急激に増悪させて本件発症を惹起せしめたというべきであり、業務が基礎疾病と共働して死亡の原因を招いたと認めるのが相当である。」

こうして本件判決は、発症直前の災害がなくとも、業務が基礎疾病と共働原因となって基礎疾病を増悪させ、発症させたと考えられる場合は業務上と認められるとした若松脳卒中裁判の判決を引き継ぎ、判例として定着させたのである。

崩壊する

アクションデントエニ義裁

判決は、極めて筋の通った判断を示した。それに比べて、いまさらながら際立つのは、国側主張の不合理

さである。

実は、国側は、最終準備書面を二度に分けて出している。特に、一つ目のものは、いわゆる「アクシデント主義」の観点から、本件は、アクシデント（外傷をもたらす出来事のほか、急激な身体的努力や精神的緊張等を要する災害事実、異質業務、突発的業務による出来事等）がないから、業務外だ、と改めて主張したものであった。

基礎疾病があった場合も全く同じ考え方に立っている。業務が共働原因を形成したら業務上だ、とはいわが、その業務上の原因はやはり「アクシデント」と称するものなのである。

国の考えるプロセスはこうである。本件にアクシデントの要素はないとまず判断する、これは、ほぼ業務外と考える、その上で日常労働、生活をみる。厳しいかもしれないが、柴田が他の同僚を比して、また時期

的に特に過酷な状況でもないではない。だから通常と特に異なる過労状態にあったとはいえないと結論する。

つまり、はじめに結論があり、あとは、出稼ぎ労働者の厳しい労働条件を無視して、すべて、「特に過重」とか、「著しい」に当てはまらないとして、片づけていくのである。結論を決めているから、過労についてなどは、ことさら過少評価に無視した言い方になり、余計に無理な感じを与えているのは、滑稽ですらある。

こうした、誤った姿勢は、判決によって厳しく批判されたといえる。（判決文には、その文章中アクシデントという言葉すら出てこない）

また明らかに

局医制度の問題点

最後に、局医制度について述べておきたい。本件の裁判に至る過程、労災請求をめぐる労基署の調査のな



かで、白井医師、志水医師といった大阪労基局の「地方労災医員」（いわゆる局医）の意見、意見書が出てきている。彼らは、その中で、医師の立場から、柴田さんの発症、基礎疾病について意見を述べている。

労基署や審査官は、彼らの意見を採用して、業務上外の判断の根拠とすることが多い。しかも、こうした意見は医学的な因果関係に関する判断だけにとどまらず、行政権限、法

律上の理論（あまり支給すると保険

財政が心配だという論理からくる）

によった結論が往々にして示されて

いることが多い。そして、「医師の

判断」という権威付けをもって業務

外の決定を下すのである。まさしく

局医は「ややこしい」行政判断の代

行としての役割を果たすようにでき

ているのである。すでに述べた、柴

田訴訟の場合の基礎疾病についての

非常に誤った見解も、すべてこれら

を根拠としている。

また、労基署では、必ず局医の意

見を聞くが、誰から聞いたかも、ど

ういう意見かも何も明らかにしない。

こうした、密室の非民主的な局医制

度の大きな弊害がまたしても明らか

になったといえるだろう。

労働省が控訴

舞臺口は高岡裁へ

労働省は、控訴期限ぎりぎりまで

検討した結果、この五月三〇日に控

訴の手続きをとった。理由は、判決

の「中等度」の高血圧症であるとい

う認定を不服とするものである。

これによって、今度は大阪高裁で

の法廷に争いの舞臺は移るが、セン

ターとしても地裁以上に支援活動を

強化してゆきたいと考えている。

原発と闘う

岩佐原発被曝裁判の記録

万国博の次の年、偶然に仕事で原子力発電所に入ったことから岩佐さんの運命が変わった。

国と電力資本を相手に、様々な協力者とともに闘った十七年間の記録。

「岩佐裁判の記録」編集委員会編

八月書館発行

二〇〇〇円（送料込み）

全国の書店でお求め下さい。関西労働者安全センターでも取り扱います。

振動病治療補償打切通告の撤回を求め 五〇名が和歌山労基局に結集

今、振動病治療・補償の打ち切りの暴挙が、労働省の手によって全国で行われている。まさに、「なりふり構わぬ」、必要な手続きさえも無視した強引な被災者切り捨てである。

すでに、打切を一方的に通告された被災者の数は、詳細は不明であるが一〇〇人とも二〇〇人とも言われている。労働省はこの何倍にもぼる数の打ち切りを予定していることは確実であり、今がまさに反対運動の正念場となっている。

画一的な

打ち切り強行

この攻撃に対して、全山労協は、

全国各地において労基署、局への追及を行いながら、中央において社会党とともに労働省本省に対する追及を強め、労働省は「主治医の意見を尊重する」「治療を止めることによって症状悪化のおそれのある場合は症状固定ではない」の二点を確認してきた。

ところが、この間、事実として明らかになってきたのは、こうした本省確認にまったく反する、打ち切り強行が、各地で画一的になされているという恐るべき実態である。

和歌山労基局管内においても、すでに、約二〇名が四月末あるいは五月末打ち切りを通告されており、これらの打ち切り撤回を求める和歌山

労働基準局交渉が、五月一七日、和歌山県下からバス二台に分乗してのりこんだ全山労を中心に一五〇名を結集して行われた。

矛盾だらけの

和歌山局対応

当日、まず決起集会においては、金銅全山労協中央幹事などより、全国・和歌山の情勢について、労働省の攻撃は厳しいが、その分目茶苦茶であり、ポロポロ弱点が出ている、われわれが、全力で走れば必ず勝るとの報告があった。そして古座川、本宮などの各地区山労の決意表明のち交渉に臨んだ。

交渉には、浜口議長、松浦県評事、務局長、金銅幹事をはじめ全山労、全林野そして、南労会・紀和病院を加えた代表団が臨み、三時から六時まで予定をオーバーするなかで、徹底的に労基局を追及し、行政的な手続きさえ無視した、でたらめな打ち切り通告に固執する局を押しまくった。

局側は、労災管理課長が出席した。この日、具体的な問題として四名の打ち切り者（全山労組合員）について追及が行われた。焦点は、第一に、療養継続が必要と主治医が意見を表明しているにもかかわらず、局医協議会及び労基署の判断によって主治医意見を否定して、一方的に打ち切りを決めていること。再度の主治医への意見聴取すら行われていないことが明確になった。

労働省の確認と反するではないかと問い詰めれば、「（労働省交渉については）概略しか聞いていない

のでよく分からない」と言ったり、「それに沿ったものだ」とうそぶいたり、まったく誠実に答えようとしなかった。

交渉は、局側に全く誠意がみられないまま終わった。この間、全山労、県評などの部隊は集会、シュプレヒコールを繰り返しながら、整然と待機していた。当日は、具体的成果は引き出せたわけではないが、いかに無理な打ち切りが行われているかがさらに明らかになった。「このことを現場にもちかえり、さらに闘いを進めよう」と、金銅幹事がこの行動を締め括った。

打ち切り阻止へ 全力の取組みを

関西労働者安全センターも、全山労協からの要請によって、会員に闘争参加をよびかけ、緊急にもかかわらず一八名が行動に参加した。

今後、全山労協では、各地の全く不当な打ち切りの実態の中から、既に出された打ち切り通告の撤回と今後の打ち切り阻止に全力で取り組むとしており、五月二六日からは、中央動員行動が行う予定である。

私たちはこれまでも報告してきたように、医療サイドからは紀和病院、労住医連と連繫を取りつつこの打ち切り反対闘争を支援してきた。今回の攻撃は、質・量ともに非常に大きく、当事者・被災者だけの闘いではない事は明らか。
今後とも、関係各位の注目とご支援を訴えたい。

前線から

オレは回
はりきゅう訴訟

何が公が改ば

大阪 保険適用に

被告国側準備書面提出

三月七日、

国側は、準備書面の中で「針灸治療の作用機序、期

間、効果の限界が不明確である」ことと、「社会保険で適用が制限されている」ことについて、いろいろと述べた。前者については、要するに、「よくわかっていない」と言いたいということらしい。しかし、では、少

し讓って、どの程度まで明らかならば、差別なく保険適用されるのだろうかとい

う疑問への答えを国は用意しているのだろうか。最近の国の主張には、針灸の治療効果を肯定する表

とところで、同時に進められている神奈川訴訟の動向であるが三月一〇日、横浜

現が見受けられ、ひところの、針灸Ⅱ東洋医学Ⅱ反西洋医学Ⅱ非科学的といった最初のころの行政の作文のような主張は影をひそめてきていることはおもしろい傾向といえよう。

その他、針灸Ⅱ対症療法Ⅱ根治療法でないという主張の図式は相変わらず。例として、針灸で椎間板ヘルニアは根治しないことを挙げているのは、ほとんどお笑いものだろう。

原告側では、これに対する反論を五月二十三日の法

廷に提出する予定である。

針灸訴訟を支援する会に加入しよう

会費—一口月五〇〇円

「三七五通信」配付

加入申込は・・・

☎五五〇

大阪市西区新町丁目19番20号西長堀ビル4階関西労働者安全センター 気付針灸訴訟を支援する会まで

神奈川はりきゅう訴訟 労働省補償課長証人反対尋問

地裁の法廷で三七五通達実施当時の本省補償課長林証人に対する原告側の反対尋

問が行われた。

尋問内容は、通達実施の経緯と、通達の根拠の大きく分けて二つ。その中で、通達が、被災者切り捨てを大きな目的にしていたこと

が明らかになった。

経緯については、まず、針灸治療実施者のなかでも三年以上の者について特に詳細に調査したということ、三七五通達が、針灸治療制限とともに比較的長い療養者の「整理」＝打ち切りを意図したものであったことを述べた。「休業補償を貰うべきでないのに休業している、という感じを持った」という発言は、長期療養者対策が念頭にあったことを表したものだし、「病名として、ケイワンが六割近く占めていた、ケイワンでしかも相当長期間働けないというのはちょっとおかしいんじゃないかな、という感じを持った」という証言もまた然り。

通達の医学的根拠につい

では、基本的に針灸の有効性を極めて限定的に解釈して厳しい制限を加えている厚生省の見解をベースにしたながら、労働省でも何人かの専門家に意見を聞いて、一年の治療期間にしたというだけ。しかし、労働省独自の……

オフコンオペレーターのケイワン

良奈 契約社員から知らんぷり

早急に労災認定を……



求めるなどの対応に出てきたためで、この間署側との交渉を強めていた。

一方、会社側はNさんが正規の社員とは異なり、一年ごとの契約社員であることから、昨年の発症当時から「この作業は君に向いていないのではないか」などと暗に退職をほのめかすなど無責任な対応をしていたが、契約が切れるこの三月に今度は「契約をやめたい」のような意向をちらつかせはしながらも、労災補償の請求中であることから一ヶ月ごとの継続契約にしている。

したがって、業務上決定が下されても、会社側のNさんに対する対応については十分に警戒する必要があるだろう。

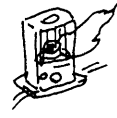
昨年の八月末に実施したVDT作業労働相談デーで相談を受け付けたオフコンオペレーターNさんの頸肩腕障害の労災補償請求で、所轄の奈良労基署の調査が進み、六月にも決定が下さ

れるもようである。調査が手間取ったのは、会社側の無責任な対応によって、業務負担に関する資料提出が遅れたことと、典型的な頸肩腕障害であるにも関わらず労基署側が新たな受診を

大阪中史

「火災の調査報告書提出」

消防署調査報告書の提出



出火状況明らかに

東地域合同労組の印刷工

○君の下肢大火傷労災についての損害賠償請求訴訟で、かねてより原告側から裁判所に求めていた、火災直後の消防署の調査が提出された。

それによると消防署は、取り調べ時には○君が作業に使用していたガソリン入りの一・五リットル瓶が倒れた状態で、すぐ傍にあった石油ストーブからの引火によって火災が発生したものとしている。ただ、調査では、係官の推測としながらも、

○君が作業中に足で瓶を倒

してしまったことから発生したとしているが、それは本人の記憶には全くないこ

とであり、目撃者がいたものでは

ない。また、会社側は、ガソリンはほんの限られた時にだけ使用すべきと指導していたと主張しているが、消防署の調査では毎日使用していたものとして

いる。いずれにしろ、より具体的な状況が明らかになったことから、裁判の進行はよ

りスムーズになるものと見られる。次回の法廷では、

原告側から専門家の意見書が提出され、より原告側に有利な法廷の進行が行われることになるだろう。次回法廷は六月三〇日午前十時から大阪地裁八〇六号法廷で開かれる。

労基局は主治医の意見書に基き

障害七級の認定を

「とび職人不服審査請求」

驚職のTさんは、足場組

立中、立て掛けてあった鉄パイプが倒れてきて後頭部を強打、頸椎の手術を行う

など休業を余儀無くされた

が、一九八一年九月に打ち切られ、障害等級については、難聴十一級プラス神経

症状九級で八級に認定された。

Tさんは、これを不服として兵庫労基局に審査請求を行った。安全センターは所属する全港湾西成分会に協力してこれを支援して

きた。Tさんは、現在も松浦診療所において療養中で、神経ブロック注射を含む治療

が不可欠な状態である。現状を踏まえて、これまでかかってきた三名の主治医はいずれも、障害七級に該当するという趣旨の意見書を提出しており、Tさんはこれにもとづいて早急な決定を求めている。しかるに、審査官は、何の根拠もなく、労災医員への受診を再三求めてきており問題になっている。

今後、受診の必要性について審査官の見解を明らかにさせるため、話し合いをおこなっていくことにしている。

今期で十四期目を迎えた労働者針灸学習会がスタートし、すでに三回を終了した。参加者は例年に較べ幾分少ないものの、まずは順調な滑り出しといえよう。初回の開講式、二回目の灸の説明と実技に続いて前回からは佐藤針灸師の指導の

もと、いよいよ参加者が実際に針を手にした。しかしその日はあいにく時間がなく、佐藤氏と学習会実行委員長の品矢氏が参加者を相手に実演して終わった。仕事に退けてからの学習会のため、講義中思わず眠り込んでしまう参加者もいたよ

才4回 大阪大南 労働者針灸 学習会始まる

うだが、いざ実技となると、思い思いに作った針入れを取り出し、針の実演を熱心に見入っていた。

この日にはさらに松浦診療所の油田氏によるストレッチ体操の指導、全通からの職場紹介もあわせて行われた。

次回からは手、足のツボの説明・実技が予定されている。興味のある方は今からでも参加してみてください。参加費用は一回三百円です。

VDT作業のためのチェックポイント10

作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを、みやすい二色刷で。

B5判20頁 頒価一三〇〇円(送料一冊四〇円、十冊以上無料)

安全センターで取り扱いいます。

若いものゝ勉強会

安全衛生実務講習会

始まる

南大阪

全港湾大阪支部安全衛生委員会

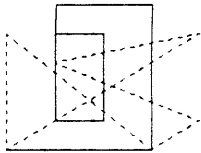
全港湾大阪支部安全衛生委員会では、若手安全活動家のための安全衛生実務講習会を開始した。

この会は、安全委員会の若手を中心となって、実際の労災補償の手続きなどにはじまって、実地に役立つ知識を皆で一緒に勉強していただくというもの。

その第一回が、五月十日全港湾会館で行われた。安全センター事務局をチャーターしながら、「職場の安全と補償の急所」(井上浩著)をテキストにして、

労災保険法について、適用と補償の概略について学習した。

今後、月1、2回のペースでじっくりと進めていく予定。



VDT労働対策連絡会

南相談デーを共同実施

東

3回目の

更なる対策強化を

VDT労働対策連絡会は、昨年の八月末に続いて第二回目の「VDT作業労働相談デー」の取り組みを行った。今回は総評東南地区評、ユニオンひごろ、北摂トータルユニオンの共同の取り組みとして、電話相談の拠点を東南地区評に置いて実施した。

宣伝は、新聞と、三万枚のビラで行ったが、二回目とあって、放送による宣伝が期待できなかったため、相談件数は、昨年に較べ少ないものとなった。しかし、

相談の内容は前回と同様に中小の事業所のオフコンオペレーターや、派遣社員などから頸肩腕障害や眼の症状の訴えが主なものであった。

VDT労働対策連絡会では、今後は更にVDT作業についての安全衛生対策上のアドバイスなどの宣伝や、現状把握のための取り組みを進めて行きたいと考えている。相談の詳しい結果については次号に掲載したい。

石綿問題の動向と今後の対策 ③

神奈川県労災職業病センター所長 田尻 宗昭

ダイオキシンの

場合

もう一つは、ダイオキシンです。

都公害研究所時代、愛媛大学の立川涼教授が、清掃工場の灰の中から2.3.7.8ダイオキシンが検出されたという衝撃的な発表をしました。我々は、本当に驚きました。2.3.7.8ダイオキシンといえば、ベトナム戦争の枯葉作戦で使用された除草剤2.4.5.Tに含まれていた史上空前の催奇性の高い有害物質です。一説によると、急性毒性は青酸カリの六万倍、あるいは、催奇性はサリドマイドの一六万倍といわれる。

そのダイオキシンが清掃工場の灰の中から検出された。その原因は何なのか。有力な説は、プラスチックやビニールを五〇〇℃以上に焼くとダイオキシンが発生するをいうものです。プラスチックやビニールなんてどのごみにも入っている。

この時、我々の心配は二つありました。一つは、焼却炉の安全点検をしている下請労働者はどうなっているのかです。ダイオキシンは一三〇℃以上で分解しますが、厚生省では炉の運転は一〇〇℃以上にはするなと決めている。だから、分解しないまま炉の内壁にくっつくのです。それを、東京都の場合は、下請労働者が簡単なマスクをして拭き取りま

すが、マスクなんかでは、およびもつきません。余りにも無神経ではないでしょうか。

またも、

採み消し

そこで、急遽、公害研究所で分析用の五〇〇〇万円のガスクロを予算請求し、アメリカのダイオキシンを作った、ダウ・ダウケミカル農薬工場への管理職の分析担当の派遣は申請したら、あの公害我慢論の知事が、ダイオキシンの恐ろしさを知らないもんで、はんこを押したのです。まさか、出張を認めるとは思えなかった。アメリカは二万五千人の帰還兵

がダイオキシンの被曝を受けたとして、ダウ・ケミカル社を相手に十兆円のマンモス訴訟を起こしている。その製造工場に調査に行くのです。アメリカにとってはいやなことなのです。

さて、帰って来た分析担当がなんと言ったかと言うと、「東京都だけではとってできません。放射能並みの安全管理対策が必要です。」分析標本いわゆるスタンダードをカチャンと落としたとすると、その付近はおそらく永久に人間の立入りを禁止しなければなりません。イタリアのセブソで農薬工場が爆発して、二八ヘクタール以内の家畜が死に、今も永久に立入禁止です。ラブリヤナルの化学工場が移転したあとに捨てられた廃棄物の中にダイオキシンがあった。七五〇戸の家があり、多くの主婦が流産をしたなどで、カーター大統領が全戸移転を命じた。そのダイオキシンの分析は、全国

的な統一マニュアルがあって、スタンダードをどこかできちんと作って、（最近ではスタンダードをアメリカも売らない）「そうしなければ無理です。」と報告した。それで私たちは、厚生省のダイオキシン専門委員会の答申をひたすら待ちました。

ところが結論は、「分析をしたいところは自治体でやりなさい、ご自由どうぞ。そのかわり分析する時は厚生省に知らせなさい。」こんなことなら専門委員会はいらない。私たちは、国立公衆衛生院か、筑波の国立公害研究所の中でスタンダードをつくる、安全管理のモデルを作るだろうと思っていた。おかげで、せっかくアメリカまで出張させながら分析の体制ができませんでした。

まだ使用される

ダイオキシン

入り農薬

もう一つ、もっと心配したのが農薬です。ダイオキシン専門委員会は農薬は一行も書かなかった。農薬こそアメリカが一番恐れている。実を言うと、昭和五五年までは、同じ2.3.7.8ダイオキシンを含む2.4.5が日本の石原産業、日産化学等で製造され、使用された。四六年に農薬登録は抹消になりました。が、農薬登録の抹消というのはゆるいのです。事実上、五五年まで使われた。例えば、昭和四六年に山形のりんごに大量に使われたフルチオンがそれだったという説があります。ところが、その後、現在、急性毒性が二五〇分の一といわれる弟分1.3.6.8ダイオキシンを含むCNPなる農薬は未だに使われている。おなじダイオキシンの異性体ではありませんか。安全だという証明の方が大変ではないかと思うのですが。

水道水からも

検出

そして、おそるべきことに、一昨々年、東京都の二つの浄水場の水道水の中から、CNPが検出された。では、2.3.7.8ダイオキシンの方はなかったのかといえば、そうではなく、分析できなかっただけです。

なぜでてきたのか。関東平野の田畑のダイオキシン入りの農薬が使われていて、それが流出したのです。

一説によるとCNPの残留度は十年間で北海道で八五%、関東で五〇%、九州で三〇%といわれている。若干、紫外線に弱い。こういう農薬と水道水との関連が非常に心配です。清掃工場だって、灰から出てきたのなら、煙突から出ているということですよ。

そう考えるとダイオキシン問題もまた大変な問題であることがわかります。

ベトナムの被害を否定する人は誰もいません。一方、低濃度長期暴露については、安全だというためには大変な証明がいるのです。なぜ、ダイオキシン入りの農薬を禁止できないのか。

(つづく)

アジアの労災・職業病 向まがじり ① 西野方庸

「アジア各国の労災職業病闘争の交流を」という注目すべきワークショップが、去る五月九日から十四日まで香港で開かれた。これは、香港労働者健康センターがアジア各国の同様の取り組みを進めているセン

ターに呼びかけ、実現したもので、六カ国の安全センターおよび労働組合安全衛生担当者が参加した。日本からは、横浜港町診療所所長で労働者住民医療機関連絡会議議長の天明医師、神奈川労災職業病センターの

早川氏と関西労働者安全センターから私が参加した。関西には、既に地域合同労組特派員として香港に駐在している近藤氏から四月に連絡があり、急遽参加することになったものである。

突然のことでもあり、ほとんど準備もできないままでの出発になってしまった。おまけに、私は英語ができませんといくる。正直言ってあまり成果は期待できず、観光旅行に終わるのではとの予測での参加になってし

まった。ところが、その予測に反し、ワークショップは実に興味深い内容のものであった。第一、よびかけた香港の団体名が「香港工人健康中心」だという。この中国語を訳せば前述の「香港労働者健康センター」ということになるのだ。彼らの、三周年を迎えた今年の総会議案書の冒頭部の一文はこうなっている。

「致力保障工人健康」是香港工人健康中心創立時的口號，也是中心的服務宗旨。一直以來，中心仍不斷堅持這個理想，努力促進職業健康。

中国語が判らなくても意味は充分通じる。要するに、彼らは我々と同じ目的で同じ活動を行っている仲間なのである。

このワークショップには、こうした仲間が、香港、韓国、タイ、フィリピン、日本と特別参加のイギリスから参加した。他にもマレーシア、台湾からも参加の予定があったが、

結局実現はできなかった。

私が到着した九日には、香港の工業地帯の見学のスケジュールとなっており、さっそく地下鉄に乗って約十人ほどで工場街へと移動した。まあ香港はどこもここも高いビルが多いことと感心していたら、なんと工場までもが高層ビルで何十階建になっている。そして、換気栓からは有機溶剤の匂いがもうもうと鼻をついてくる。工場の中をのぞくと、蒸せかえるような暑さの中で、上半身裸で作業中。騒音もかなりのものだ。この工場街では労働組合は組織されていないのかと実に初歩的な（恥ずかしながら予備知識の準備は何もなかった）質問をすると、一つの工場

での労働者の定着率は極めて悪いことから労組はほぼ無いに等しいとのこと。昨年、政、労、資の共同開催で労災撲滅キャンペーンを実施したとのことだが、それは建前だけで、労災職業病多発の実態はすさまじく、

表にも出てこないものがおそろく無数にあるだろうとのことであった。

さて、各国からの報告と討論は十日から開始されたが、労災職業病発生状況、労災補償体制、政府の労働安全衛生政策、そして労組やセンターの活動内容など内容は多岐にわたり、どの報告に対しても熱心な質問が浴びせられた。

アジアの各国における労働者の置かれている状況には、極めて大きな違いが存在するが、例えば労災職業病の闘いを進める活動家が運動を進める中でどうしても思案せずにはおれないことなど、共通の思いとか課題は以外に多いということを私はこの貴重な試みの中で発見した。香港のセンターはこの試みを一回に終わらせるのではなく、より発展させたいと我々に提案した。日常の国内の運動に大きな不充足性を感じながらも、ぜひ、アジアのセンターの横のつながりを強めていきたいと思う。

四月の新聞記事から

四・三

動力炉・核燃料開発事業団東海再処理工場周辺の土壌や海草類に、放射性ヨウ素が他の地域に比べ百倍以上の濃度で蓄積していることが明らかに

四・五

鉄筋網材工場で建設用網材の束をつっていたワイヤが切れ、直下で作業していたアルバイトの高校二年生が即死（京都）

四・一二

製紙工場で原料のパルプ材が崩れ、下敷きになった従業員一人が死亡（大阪）

四・一三

新日鉄名古屋製鉄所でクレーンのワイヤロープ交換中の作業員一人が感電死

四・一四

コンテナ運搬船に接舷しようとしたタグボートが衝突、乗っていた運航要員ら約四十人のうち三二人が重軽傷（広島）

四・一七

JR東日本の上野―札幌間寝台特急「北斗星」の食堂車の内壁に石綿が使われ、車内に飛散している危険性が判明

四・二三

グアム島沖で一週間前から消息を絶っていた高知の漁船の救命ボートがみつきり、二人を救助。残る六人は依然として不明。

四・二四

市道の地下一・二メートルに埋設されている石綿セメント管の水道管が破裂、老朽化と車の振動によるものらしい（堺）

土砂崩れ防止工事現場で土砂崩れがあり、作業員二人が死亡、一人が重傷（佐渡）

四・二七

JR京浜東北線で運転士が大量の血を吐きながら、もうろう運転していたことが明らかに

日本原燃産業は、青森県・六ヶ所村に計画している低レベル放射性廃棄物の埋設施設の事業許可申請を科学技術庁に提出

四・三〇

ビル外壁の防水工事中点検中の鉄製ゴンドラのワイヤが一本切れ、傾いたため作業員一人が約十五メートル下に転落、重体、下にいた一人も落下物だけが（尼崎）

JR津軽海峡線で、踏切に立往生したトラックに快速列車が衝突、一両が脱線し連休旅行客ら十二人が軽傷（青森）